

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における
国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて（留意事項）

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

資格重複状況結果一覧の取り扱いについては、「オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて」（令和 3 年 2 月 25 日付事務連絡）においてお示したところです。

今般、「オンライン資格確認等システムの保険医療機関・保険薬局でのプレ運用の継続について（周知）」（令和 3 年 3 月 30 日付事務連絡）においてお示したとおり、プレ運用を継続することとなりましたので、資格重複状況結果一覧の取り扱いについて、下記のとおり御連絡いたしますので、貴管内市町村に周知いただくよう御配慮願います。

記

資格重複状況結果一覧については、予定通り令和 3 年 3 月から作成され、各医療保険者に提供するが、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認等システムがプレ運用を継続することを受け、同システムにおいて資格情報の是正が確認され本格運用が開始されるまでの間、各医療保険者に個別に照会を行って提供を受けた情報と同等のものとは位置付けられない。

よってオンライン資格確認等システムが本格運用を開始するまで、資格重複状況結果一覧は、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等に取り扱うことはできない。

なお、令和 3 年 2 月 25 日付事務連絡にてお伝えした「資格重複状況結果一覧により対象者を抽出し、被保険者資格の喪失処理を進めることについては、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和 3 年中に結論を得ること」について変更はない。